

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成24年10月23日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	茂	手木	直	忠
同	布	施	貴	良

24千総総第761号

平成24年10月19日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 茂手木 直忠 様
同 布施 貴良 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成18年度監査報告第1号、平成22年度監査報告第8号、平成22年度監査報告第10号、平成22年度監査報告第11号、平成23年度監査報告第8号、平成23年度監査報告第10号及び平成23年度監査報告第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 設計・積算について改善すべき事項</p> <p>ア 建築工事における共通費の積算を適正に行うべきもの [都市局：千葉市消防団第 13 分団 3 部器具置場改築工事、旧千葉市立花見川第五小学校屋外トイレ設置工事、千葉市立幕張南小学校校舎耐震補強工事]</p> <p>公共建築工事共通費積算基準によると、建築工事の発注において、通常の建築物本体工事に含まれない工事（特殊な室内装備品や舗装工事等）の共通費については、通常の建築物本体工事より低減して積算することとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事 3 件においては、既製スチール柵やアスファルト舗装等について、通常の建築物本体工事に含まれない工事にもかかわらず、共通費を低減せずに積算していた。</p> <p>建築工事における共通費の積算については、公共建築工事共通費積算基準に基づき適正に行われたい。</p>	<p>建築工事における共通費の積算については、平成 24 年 5 月 21 日に建築部長から工事担当課長に対し文書で通知し、公共建築工事共通費積算基準等に基づき、通常の建築物本体工事に含まれない工事の共通費の積算を適正に実施するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、建築部においては、工事担当課の職員を対象に研修会を開催し、共通費の積算業務の確認を行った。</p>
<p>イ 都市公園の出入口の設計を適正に行うべきもの [都市局：土気東 2 号公園（仮称）整備工事]</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（いわゆる「バリアフリー新法」）によると、公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、都市公園移動等円滑化基準に適合させなければならないとされ、都市公園の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段差がないこととされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、出入口 3 箇所のうち、一部の出入口（平面図の南側出入口）については、道路に設置されている L 型側溝に高さ 5 cm の段差があったにもかかわらず、段差を解消する施工がされていなかった。</p> <p>都市公園の出入口の設計については、都市公園移動等円滑化基準に基づき適正に行わ</p>	<p>都市公園の出入口の設計については、平成 24 年 3 月 29 日に公園緑地部長から公園緑地部各所属長に対し文書で通知し、公園施設の新設、増設又は改修を行う場合は、都市公園移動等円滑化基準に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、土気東 2 号公園（仮称）の出入口については、平成 24 年 3 月 30 日に L 型側溝の高さを 5 cm から 1 cm に改修し、車いす使用者が通過する際に支障となる段差を解消した。</p>

<p>りたい。</p>	
<p>ウ 水道工事における環境対策の実施を適正に行うべきもの〔水道局：配水管布設工事（22-1工区）、配水管連絡工事〕</p> <p>水道事業実務必携によると、水道工事において、工事現場における環境改善や地域との融和など一般的な環境対策の実施が必要な場合は、設計金額に経費を計上することとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事2件においては、一般的な環境対策を実施する工事として設計金額に経費を計上していたが、仕様書等に環境対策の具体的な実施内容が記載されておらず、また、契約後においても、受注者に対して環境対策実施の指示及び実施内容について協議を行わなかったことから、環境対策が適正に実施されていなかった。</p> <p>水道工事における環境対策の実施にあたっては、仕様書等に具体的な実施内容を記載するとともに、受注者に対し環境対策実施の指示及び実施内容について協議をし、適正に行われたい。</p>	<p>水道工事における環境対策の実施については、平成24年4月2日に、水道局長から水道事業事務所長に対し文書で通知し、対象工事の適用の範囲や標準的な実施内容等を明示した運用マニュアルに基づき、適正に実施するよう所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、工事担当課においては、環境対策を実施する工事について、監督職員が受注者に対して、実施内容を記載した施工計画書及び実施状況写真を提出するよう指導し、監督職員が確認を行うこととした。</p>
<p>(2) 契約について改善すべき事項</p> <p>ア 設計変更に係る手続きを適正に行うべきもの〔都市局：電線共同溝整備工事(新千葉地区)〕</p> <p>千葉市建設工事請負契約約款によると、甲（千葉市）は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を書面により乙（受注者）に通知して、設計図書を変更することができることとされている。また、設計図書の変更に伴い工期及び請負代金額の変更が必要な場合については甲乙協議して定めるとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、当初計画で電線共同溝整備工事の延長を68.4mとしていたが、工事発注後に、隣接する仮設タクシー乗場の配置計画の変更に伴い、延長37.6mの追加整備工事が必要となったことから、設計変更を行ったが、受注者への変更内容の通知書類や工期及び請負代金額の変更協議書類が適正に作成さ</p>	<p>設計図書の変更に係る手続きについては、平成24年5月17日に、都市部長から各所属長に対し文書で通知し、千葉市建設工事請負契約約款に基づき適正な手続きを行うよう所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、工事担当課においては、建設局が開催した設計変更に関する説明会に所属職員を参加させ、設計変更の手続きに関する業務の確認を行った。</p>

<p>れていなかった。</p> <p>設計変更に係る手続きについては、千葉市建設工事請負契約約款に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>(3) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア クレーン作業時における作業員の安全を確保すべきもの [都市局：都市計画道路港町寒川町線道路築造工事]</p> <p>クレーン等安全規則第71条第1項よると、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、クレーンの運転作業ごとに一定の合図を定め、指名された者が合図を行うこととされている。また、同規則第74条の2第1項第3号によると、ワイヤロープ等を用いて一箇所玉掛けした荷をつり上げているときは、荷の下に作業員等を立ち入らせてはならないとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、クレーン機能を備えたパワー・ショベルのアームの部分にフック付きのワイヤロープを用いて一箇所玉掛けし、敷鉄板をつり上げて移動する際に、フックの不具合により敷鉄板が外れ約50cmの高さから落下したが、合図が不十分なため荷の下から補助作業員が退避しなかったことから左足を骨折する事故が発生した。</p> <p>クレーン作業時においては、関係法令を遵守し、作業員の安全を確保するよう受注者を指導されたい。</p>	<p>クレーン作業時における作業員の安全確保については、平成24年5月17日に、都市部長から工事担当課長に対し文書で通知し、事故を未然に防止するため、クレーン等安全規則等の関係法令の再確認を行い、受注者に対して安全対策の徹底を指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、監督職員は、受注者に対してクレーン等安全規則等の関係法令を遵守し、作業員の安全を確保するよう指導した。</p>